



2013年(平成25年)

5月23日  
木曜日

# 外れ馬券 経費と認定

大阪地裁  
男性に猶予判決

30億円余りの競馬の払戻金を申告せず、約5億7千万円を脱税したとして、所得稅法違反罪に問われた元会社員の男性被告(39)は大阪市立の判決が23日、大阪地裁であった。西田真基裁判長は、被告がパソコンで継続的に大量購入した馬券は全て経費にあたるとして脱税額を5億円以上減額。一方で「申告義務を果たさなかつた」と述べ、懲役2カ月執行猶予2年(求刑懲役1年)を言い渡した。

## 「資産運用」と指摘

被告は順予想ができる市販ソフトを独自改良し、日本中央競馬会（JRA）が運営するサイトで馬券を

被告のケースについては「娯楽の範囲を超えて、資産運用とみることができる」と判断。一時所得とした検

た。そのうえで、経費は当然  
り馬券の購入代金だけでは  
なく、外れ馬券を買った分

億円余りの払戻金を受け、

被告「感謝しています」

約1億4千万円の利益を出した。被告は税務申告を一切していなかった。

判決はまず、一般的な競馬の払戻金について「偶発的に手にした一時所得」を「」と指摘した。一方で大量、継続的に馬券を買った税の義務があるので、やむを得ないとthought。全面的に主張を認めてもうりに感謝しています」。判決後、被告は大阪市内で記者会見した中村和洋弁護士を

通じて心境を明らかにし、控訴しない方針を示した。裁判資料によると、男性被告は会社員だった2004年以降、過去の戦歴データを加えた改良ソフトを使って着順を予想。会社が

休みの土日に各地で開催されるレースのほぼ全てに賭けた。元手は約100万円。「なくなつたらやめる」と思ったものの、05年に900万円▽06年に600万円▽07年に1億円▽08

毎月数万円を納めたが、事件を知った勤め先の勧めで今年1月に退職した。「一生かかるても払えない」。被告は昨年11月の初公判で裁判長に訴えた。

中村弁護士は会見で「今回は投資と認められたが、外れ馬券がただちに経費に

被告をめぐつては、大阪国税局が05、06年分も含めた計約8億1千万円を追徴課税し、被告側は取り消しを国に求める訴訟を起こしている。23日の判決は、この訴訟にも少なからず影響を与えるとみられる。

インターネットで調べると「外れ馬券の購入代金は経費と認められない」。納税額が数億円に上ることが分かり、怖くなつた。

国税庁葬送課室長は「二点は差し控えたい」との  
談話を出した。

## (水沢健一)

も、長い期間にわたつて勝つた回数が多いと一時所得が増え、確定申告の必要性が生じるかもしれない。迷った場合は税理士ら専門家に相談するのがいい。

なるといふことではない」と指摘。競馬の払戻金について「全く同じく同様に非課税としても国庫収入に不利益はないのではないか。そ  
うなれば競馬ファンも安心できるだろう」と述べた。  
大阪国税局の上願敏来（じょうがん としあき）は、「国税広報広聴室長は「コメントは差し控えたい」との  
談話を出した。

R Aは国税当局への告知義務が生じる」「JRAは残高から10%を源泉徴収(天引き)して馬券購入者に支払う」と記した。

しかし、競馬ファンからは「課税の締め付けが強まる」との声もあり、財務省内の検討に向けた優先順位は低いという。

は億単位の払戻金を受け取る一方で全く申告していないかつたため、国税・検察当局に告発・起訴されたと思われる。競馬を含むギャンブルを趣味の範囲で楽しむ人に当局が厳しく対応することはないはずだ。